

商品概要のご説明

— 契約概要 —

■「商品概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については、後日お送りする「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

●商品のおしきについて

「医療保険 新キュア」の正式名称は「無配当 無解約払戻金型医療保険(2013)」です。病気がケガによる入院や手術を一生保障します。1入院の支払限度日数は60日、死亡時の保障はありません。特約により、がんや急性心筋梗塞・脳卒中、先進医療等に対する保障を加えることができます。

当書面に記載の「医療保険 新キュア」は、七大生活習慣病入院給付特則(三大疾病無制限型)を適用しています。

■①契約例

入院給付金日額10,000円、先進医療特約(2018)付加の場合

主契約	無配当 無解約払戻金型医療保険(2013) 七大生活習慣病入院給付特則(三大疾病無制限型)適用	■疾病入院給付金 ■災害入院給付金	1日につき 10,000円	— 生涯保障
		■手術給付金	1回につき 20万円 (入院中の場合) 1回につき 5万円 (外来の場合)	
特約	先進医療特約(2018)	■先進医療給付金 ■先進医療一時金	先進医療にかかる技術料と同額 先進医療給付金の10%相当額	

責任開始日 → 保険期間/保険料払込期間：終身/終身払*1

■②契約例

入院給付金日額10,000円、先進医療特約(2018)、重度三疾病一時金特約100万円付加の場合

主契約	無配当 無解約払戻金型医療保険(2013) 七大生活習慣病入院給付特則(三大疾病無制限型)適用	■疾病入院給付金 ■災害入院給付金	1日につき 10,000円	— 生涯保障
		■手術給付金	1回につき 20万円 (入院中の場合) 1回につき 5万円 (外来の場合)	
特約	先進医療特約(2018)	■先進医療給付金 ■先進医療一時金	先進医療にかかる技術料と同額 先進医療給付金の10%相当額	
	「がん」の待期間(90日)	■がん一時金 ■急性心筋梗塞一時金 ■脳卒中一時金	1回につき 100万円 1回につき 100万円 1回につき 100万円	

責任開始日 → がん責任開始日 → 保険期間/保険料払込期間：終身/終身払*1

*1 一定年齢で払込みが終了する「短期払」も選択できます。

*2 重度三疾病一時金特約の急性心筋梗塞一時金、脳卒中一時金にかかわる保障は、責任開始日より開始します。

※契約いただく給付金額・一時金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払込回数/月払・半年払・年払、払込経路/口座振替扱・クレジットカード扱)については、申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

●保障内容について

	給付金名称 支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	■疾病入院給付金 病気で入院したとき	入院給付金日額 × 入院日数	1入院：60日 通算：1,000日(三大疾病は無制限) ・約款所定の七大生活習慣病(三大疾病以外)による入院のとき：1入院120日 ・約款所定の七大生活習慣病(三大疾病)による入院のとき：支払日数無制限
	■災害入院給付金 不慮の事故で180日以内に入院したとき	入院給付金日額 × 入院日数	1入院：60日 通算：1,000日
	■手術給付金 病気または不慮の事故で約款所定の以下の手術を受けたとき ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる骨髄移植術 ・先進医療に該当する診療行為 約款所定の骨髄幹細胞の採取術を受けたとき(責任開始日の1年後より保障開始)	〈入院中の場合〉 主契約の入院給付金日額の20倍 〈外来の場合〉 主契約の入院給付金日額の5倍	支払回数無制限

※「約款所定の七大生活習慣病」は次のとおりです。

- ①がん(悪性新生物・上皮内新生物) ②心疾患 ③脳血管疾患 ④糖尿病 ⑤高血圧性疾患 ⑥肝硬変 ⑦慢性腎不全

(このうち「三大疾病」は①がん(悪性新生物・上皮内新生物) ②心疾患 ③脳血管疾患をさします。)

この商品に付加できる主な特約

	給付金・一時金名称 支払事由の概要	支払額	支払限度
(2018) 先進医療特約	■先進医療給付金 病気または不慮の事故で約款所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算 2,000万円
	■先進医療一時金 先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の10%相当額	1回の療養につき50万円限度

	給付金・一時金名称 支払事由の概要	支払額	支払限度
重度三疾病一時金特約	■がん一時金 初回：初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降：がんの治療を目的として入院を開始したとき	一時金額	支払回数無制限 (ただし、1年に1回を限度)
	■急性心筋梗塞一時金 急性心筋梗塞の治療を目的として入院を開始したとき	一時金額	支払回数無制限 (ただし、1年に1回を限度)
	■脳卒中一時金 脳卒中の治療を目的として入院を開始したとき	一時金額	支払回数無制限 (ただし、1年に1回を限度)
がん一時金特約	■がん一時金 初回：初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降：がんの治療を目的として入院を開始したとき	がん一時金額	支払回数無制限 (ただし、1年に1回を限度)
がん通院特約*	■がん通院給付金 がんの治療を目的として約款所定の以下の通院をしたとき ・がんにより入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その退院後の1年(通院治療期間)以内の通院… A ・約款所定の手術、放射線照射、温熱療法、抗がん剤治療(腫瘍用薬のみとし、経口投与を除く)のための通院… B	がん通院給付金日額×通院日数	A 通院治療期間あたり60日を限度 B 支払日数無制限
入院一時金特約	■入院一時金 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	入院一時金額	通算50回
(退院時一時金給付型) 通院治療支援特約	■通院治療支援一時金 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院後に、生存して退院したとき	通院治療支援一時金額	通算50回

*「重度三疾病一時金特約」または「がん一時金特約」を付加した場合に限り、付加することができます。

◎保障内容に関する注意事項について

- 主契約・特約の各給付金等の支払いは、いずれも責任開始時以後に生じた病気、または不慮の事故に限り、ただし、がん一時金、がん通院給付金はがん責任開始日以後にがんと診断確定された場合に限りお支払いします。
- 被保険者が死亡した場合、主契約、特約とも保障は消滅します。またこの商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡したときに解約払戻金がある場合は契約者

にお支払いします。

《入院給付金について》

- 1日の入院に対して「疾病入院給付金」と「災害入院給付金」は重複してお支払いしません。
- 2回以上の入院をした場合でも、「それぞれの入院の原因が同一のとき」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合は1回の入院とみなします(併発している原因を含みます)。ただし、入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日(災害入院の場合は事故の日)からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 七大生活習慣病以外の原因により疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始し、その入院中に、高血圧症以外の七大生活習慣病の治療を開始した場合には、その入院を開始した日から七大生活習慣病の治療を目的として入院したものとみなして、給付金をお支払いします。

《手術給付金について》

- 以下の手術等は支払いの対象にはなりません。

傷の処理(創傷処理、デブリードマン)／切開術(皮膚、鼓膜)／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯／異物除去(外耳、鼻腔内)／鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)／魚の目、タコ切除術(鶏眼・胼胝切除術)

- 同一の日に複数回手術を受けた場合は、支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 手術料が1日につき算定される手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 放射線照射または温熱療法による診療行為を複数回受けた場合は、手術給付金の支払いは60日に1回を限度とします。

《先進医療特約(2018)について》

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる病気・症状等)および実施する医療機関(施設基準に適合する病院または診療所)が決められています。
- 医療行為、医療機関および適応症などによっては、先進医療給付金、先進医療一時金の支払いの対象とならないことがあります。
- 療養を受けた日現在において、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金、先進医療一時金の支払いの対象とはなりません。
- 先進医療一時金については、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
- 先進医療給付金の支払額の通算が2,000万円に達したと

き、この特約は消滅します。

《重度三疾病一時金特約について》

がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、この特約のがん一時金はお支払いしません。

《がん一時金特約・がん通院特約 共通》

がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、この特約は無効となります。

《がん通院特約について》

●抗がん剤治療の腫瘍用薬とは、被保険者が通院した時点において総務大臣が定める日本標準商品分類における「8742 腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。対象となる抗がん剤は上記腫瘍用薬（経口投与を除く）のみとなり、ホルモン剤および生物学的製剤などの医薬品は該当しません。

●同一の日に2回以上の通院をした場合、重複してお支払いしません。

《がんにかかわる保障について》

重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約のがんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目（がん責任開始日）より開始します。

《がんの診断確定について》

この保険では、診断確定の根拠となった検査の実施日、がんと診断確定された日とみなします。

《入院一時金特約について》

●入院一時金の支払いは、1回の入院につき1回です。

●主契約の入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、主契約における取扱いとは異なり、それらの入院については入院の原因を問わず1回の入院とみなします。ただし、主契約の入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●入院一時金の支払回数が通算して50回に達したとき、または、主契約の疾病入院給付金と災害入院給付金の支払日数がいずれも通算支払限度の1,000日に達したとき（七大生活習慣病入院給付特則を適用した場合は除きます）、この特約は消滅します。

《通院治療支援特約（退院時一時金給付型）について》

●通院治療支援一時金の支払いは、1回の退院につき1回です。

●主契約の入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、主契約における取扱いとは異なり、それらの入院については入院の原因を問わず1回の入院とみなします。ただし、主契約の入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●通院治療支援一時金の支払回数が通算して50回に達したとき、または、主契約の疾病入院給付金と災害入院給付金の支払日数がいずれも通算支払限度の1,000日に達したとき（七大生活習慣病入院給付特則を適用した場合は

除きます）、この特約は消滅します。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／給付金の支払い）、（特約）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●保険期間・保険料払込期間について

保険期間は終身です。保険料払込期間は60歳・65歳払済または終身払から選択できます（契約年齢により選択できない保険料払込期間があります）。

●ご契約の内容について

契約いただける給付金額は以下のとおりです。

	入院給付金日額	取扱単位
主契約	3,000円～10,000円	1,000円

※契約年齢、既契約状況、申込み状況などにより引受限度があり、入院給付金日額を減額してお引受けする場合があります、お引受けできない場合もあります。

●保険料払込免除について

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／保険料の払込免除）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●解約払戻金について

この商品は、解約払戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。

【主契約】

- ・終身払の場合：解約払戻金はありません。
- ・終身払以外の場合
 - ①保険料払込期間中：解約払戻金はありません。
 - ②保険料払込期間経過後かつ保険契約のすべての保険料の払込終了後：主契約の入院給付金日額の10倍をお支払いします。

【先進医療特約(2018)・重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約・入院一時金特約・通院治療支援特約（退院時一時金給付型）】

解約払戻金はありません。

主契約を解約した場合、各種特約も同時に解約となります。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いません。